小規模保育事業 保育ルーム目黒本町　重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

１　事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人中日会
事業者の所在地	〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目 8 番 14 号
事業者の電話番号・ＦＡＸ	TEL: 052-973-0666 FAX: 052-973-0667
代表者氏名	理事長　山田 茂樹
定款の目的に定めた事業	第二種社会福祉事業の運営

２　事業の概要

種別	小規模保育事業 A 型		
名称	小規模保育事業 保育ルーム目黒本町		
所在地	〒152-0002 東京都目黒区目黒本町 6 丁目 13-20		
電話番号・ＦＡＸ	TEL:03-5725-3521 FAX:03-5725-3522		
責任者氏名	斎藤　実雪		
開設年月日	平成 27 年 4 月 1 日		
利用定員（年齢別）	０歳児	１歳児	２歳児
	2 人	5 人	5 人
取扱う保育事業	延長保育		
事業所番号			

3　施設・設備の概要

敷地面積		125.40 ㎡	
園舎	構造	木造	
	延床面積	95.73 ㎡	
3 施設設備の数と面積	0 歳乳児室	1 室	10.54 ㎡
	1 歳保育室	1 室	16.5 ㎡
	2 歳保育室	1 室	26.47 ㎡
	医務室・会議室	1 室	6.92 ㎡
	職員室	1 室	3.31 ㎡
	厨房	1 室	7.50 ㎡
	乳児用トイレ・沐浴	1 室	4.96 ㎡
	職員トイレ	1 室	2.58 ㎡
	更衣室	1 室	3.22 ㎡
	玄関・廊下・その他	1 室	10.26 ㎡
設備の種類		冷暖房、バリアフリー	
屋外遊戯場（園庭）		屋外遊戯場 208.72 ㎡（代替場所：向原西街かど公園）	

事業実施場所　平面図

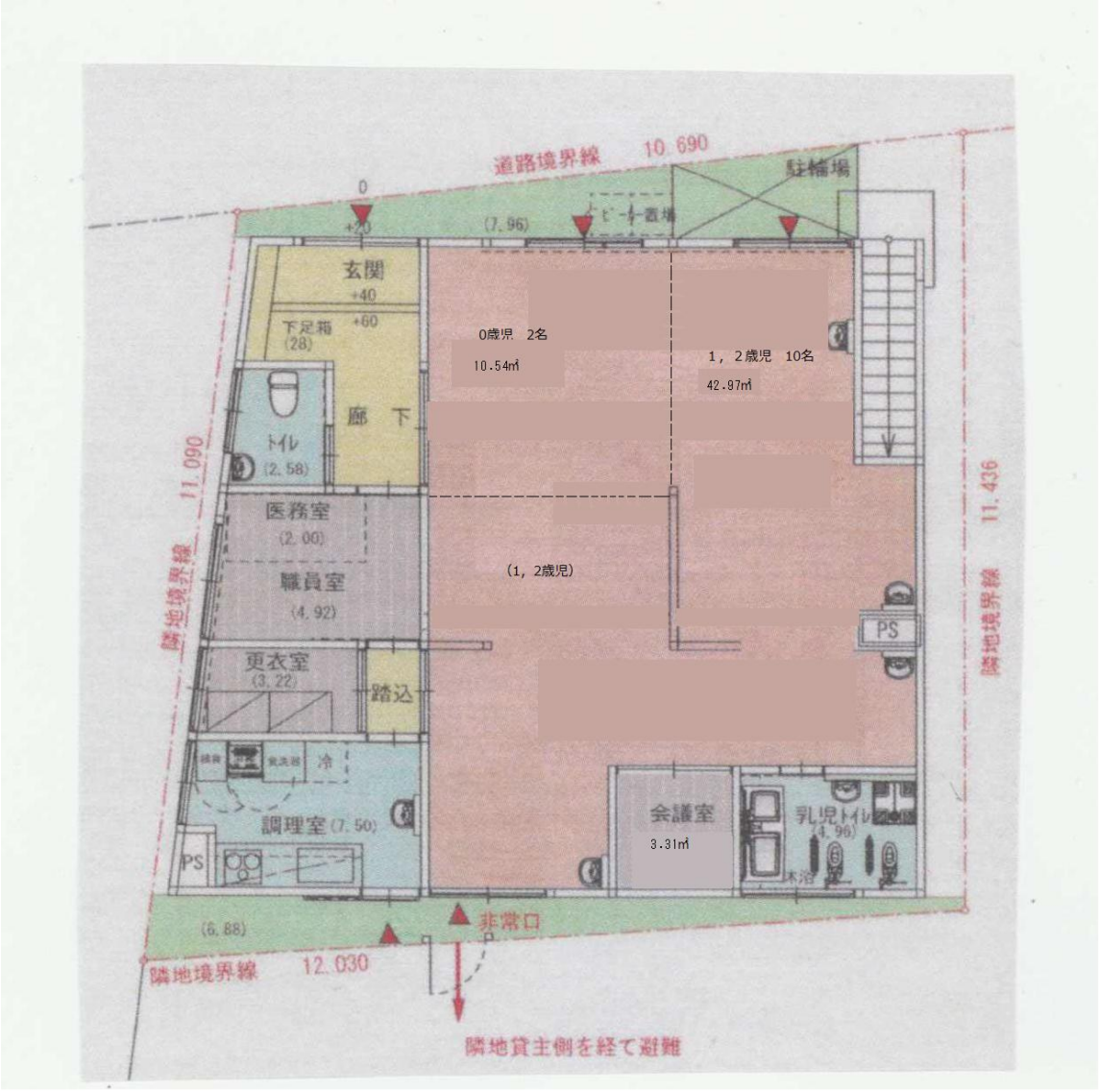
道路境界線
10.690
駐輪場
(7.96)
玄関
+40
下足箱
(28)
+60
0歳児　2名
10.54㎡
1，2歳児　10名
42.97㎡
廊　下
トイレ
(2.58)
医務室
(2.00)
職員室
(4.92)
(1，2歳児)
更衣室
(3.22)
踏込
PS
冷
調理室(7.50)
PS
会議室
3.31㎡
乳児トイレ
(4.96)
(6.88)
非常口
隣地境界線
12.030
隣地貸主側を経て避難
隣地境界線
11.090
隣地境界線
11.436

4　事業の目的、運営方針

目　　的	子どもは伸びていく可能性を持っており、その子どもたちが現在を最も良く生き、望ましい未来を作り出す力の基礎を培うことを保育の目標とする。 ・丈夫で元気な子どもの保育 ・いろいろな経験を通し、五感を豊かにし、想像力をふくらませる子どもの保育 ・優しさ、思いやり、勇気、感動を人と共有できる子どもの保育 ・人の話を聞いて、自分の気持ちを言葉で表現できる子どもの保育
運　営　方　針	当園は、良質な水準かつ適切な内容の保育・教育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。 ・保育・教育の提供にあたっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、利用子どもの意思及び人格を尊重して保育・教育を提供するよう努める。 ・当園は、利用子どもの属する家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行うとともにその支援を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童児福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

5　職員体制

責　任　者	1　人　（資格：保育士　　）
保　育　士	5　人　（常勤：３人　非常勤　　２人）
調　理　員	1　人　（常勤：0 人　非常勤　　1 人）

6　保育・教育を提供する日

開　所　日	月～土
休　所　日	日曜日・祝祭日・12/29～31、1/1～3

7　保育・教育を提供する時間

（1）開所時間

月曜日から金曜日	午前 7 時 15 分から午後 19 時 15 分まで
土曜日	午前 7 時 15 分から午後 19 時 15 分まで

（2）保育標準時間認定に関する保育時間（11 時間）

月曜日から金曜日の保育時間（11 時間）	午前 7 時 15 分から午後 18 時 15 分まで
土曜日の保育時間（11 時間）	午前 7 時 15 分から午後 18 時 15 分まで
延　長　保　育　時　間	午後 18 時 15 分から午後 19 時 15 分まで

（3）保育短時間認定に関する保育時間（8 時間）

月曜日から金曜日の保育時間（8 時間）	午前 8 時 30 分から午後 16 時 30 分まで
土曜日の保育時間（8 時間）	午前 8 時 30 分から午後 16 時 30 分まで
延　長　保　育　時　間	午後 16 時 30 分から午後 19 時 15 分まで ※朝の延長は実施していません。

8　利用料金

利用料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める利用料
延　長　保　育　料	日額 200 円
その他別表に定める料金	保険料 …年額 260 円（スポーツ振興協会に加入）

9　支払方法

銀行振り込み（銀行名：十六銀行） 期日：末日締めの翌月 10 日払い ※保育料より、振込手数料を引いて入金してください。

※保険料および延長保育料のみの場合は、現金にて園にお支払いください。

10　提供する保育・教育の内容

・児童福祉法、保育所保育指針に沿って児童の発達に必要な保育を提供する

・豊かな心、想像力、協調性を育てる

・運動能力を伸ばすと共に、精神的な成長を図る

・養護と幼児教育の一体化

＜毎日の保育・教育の流れ＞

時間	乳児
7:15	開園
8:30～ 9:30	基本保育短時間 活動準備・活動
11:00	昼食 ０才 11：00 １才 11：20 ２才 11：30
12:00	お昼寝 ０才 14：30 迄 １才 14：30 迄 ２才 14：30 迄
15:00	おやつ
15:30	自由遊び
～16:30 18:15 19:15	基本保育短時間終了 保育標準時間終了 延長保育（19:15 まで）

●遅刻・欠席の場合は８：30 までにご連絡下さい。
●9：15 までに登園して下さい。

☆お散歩のコース

屋外遊戯場以外に、近隣にある向原おもだか児童遊園、向原町児童遊園、小山台公園、清水町公園、林試の森公園などにお散歩に行きます。（☆マークの所です）

＜保育計画（年間）＞

クラス	保育計画
0歳児	一人一人の欲求をみたしながら、情緒の安定を図り丈夫で元気に過ごす。
1歳児	いろいろな経験を通し、五感を豊かにし楽しく安心できる雰囲気の中で過ごす。また身の回りの事を自分でしようとする気持ちを持つ。
2歳児	保育者や友達との触れ合いを通じ、やさしさや思いやりの気持ちを育む。また安心して自分の欲求や思いを表現する。

そ　の　他 （年間行事）	～年間行事～ 入園の会、七夕、プール開き、保育参観・給食試食会、クリスマス会、節分の会、ひな祭り ～毎月行う行事～ 身体測定、避難・消火訓練、誕生日会

＜クラス編成＞

年齢	クラス名
0　歳　児	たいよう
1　歳　児	にじ
2　歳　児	つき

11　給食等について

	提供内容		
	給食		おやつ
	主食	副食	
0歳児	○	○	○
1歳児	○	○	○
2歳児	○	○	○

＜給食の提供にあたって＞

・自園調理

＜アレルギー対応について＞

当園は、東京都福祉保健局が策定する「子供を預かる施設における食物アレルギー対応ガイドブック」に則り、保育ルーム目黒本町アレルギー対応マニュアルを策

定し、それに基づき、適切な対応に努めています。

・アレルギー対応

・除去食の提供

＜宗教食への対応について＞
当園では、宗教上の理由による除去食の対応は難しい場合があります。ご了承ください。

12　保護者に用意していただくもの

（1）入園時にご用意いただくもの

・入園児に提出頂く書類一式、乳児医療証・保険証のコピー

（2）毎日持参いただくもの

・連絡帳（アプリ）、食事おやつ用エプロン、手・口拭きタオル（2 組）

・午睡用 布団シーツ・バスタオル、戸外用上着（フードなし）（冬期のみ）

→週の初めに持参して頂き、週の終わりにお持ち帰り下さい。

（3）服装について

・登園時には、動きやすく汚れてもよい服装でお願いいたします。

・フードやひものない服で登園ください。また、小さな装飾品（ビーズやスパンコール等）のついた服もお控えください。

・外履きは毎日ご用意下さい。サイズの合った運動靴をお願いします。（マジックテープが望ましいです）

13　登園・降園について

（1）登園にあたっては、次の点に留意してください。

・決められた時間に必ず保護者様が責任を持って行って下さい。

・毎日コドモンによる連絡帳にて、健康状態などを記入して下さい。

普段と違う様子、表情等見られる場合は登園時、保育者にお知らせ下さい。

（2）降園にあたっては、次の点に留意してください。

・決められた時間に必ず保護者様が責任を持って行って下さい。登録されている方以外の人がお迎えに来られる場合は、必ず事前に申請・連絡してください。（申請書をご提出ください）

14　保育園と保護者との連携について

保育は保護者とともに子どもを育てる営みであり、子どもの 24 時間の生活を視野に入れ、保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして保育を行います。心配なこと、分からないことはいつでも職員にお尋ねください。

・連絡帳

・園だより　　など

15　健康診断、健康管理について

（1）健康診断

定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

園児健康診断　全園児　年 2 回　（6 月・11 月）

歯科健診　　全園児　1 回　（6 月）

（2）健康管理、病気のときの対応

・体温測定（毎日）

・薬はルームではお預かりしないことになっています。家庭で飲ませられるように、医師にご相談下さい。

～病気の時の対応～

・保育中に児童の身体に急変が生じた場合、またはその他必要があると判断した場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医または嘱託医に連絡するなど措置を講じます。

16　感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」及び中日会の手引きに則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

・園での予防対策…タオル・ハンカチ等は共用しないようにしています。

・発生した場合の連絡方法→（アプリによる連絡、掲示、園だより等）　など

～登園停止の病気～

・学校保健法に準じて下記の伝染病にかかった時は、登園停止。

「はしか・水疱瘡・おたふくかぜ・風疹（3 日ばしか）百日咳・はやり目・インフルエンザ・新型コロナウイルス・赤痢　等

～『治癒・登園許可連絡書』～について

上記の病気にかかった時は、完全に治ったら、必ず『治癒・登園許可連絡書』（治癒したことを証明します）をもって、登園して下さい。

また、その他の伝染病「みずいぼ・手足口病・りんご病・どびひ・湿疹・溶連

菌感染症」等にかかった時にも、医師の許可を得て（「治癒・登園許可連絡書」をもって）登園して下さい。

17　障害児保育について

・積極的に、障害児保育を実施します。

18　医療的ケアが必要な児童の保育について

・内科医と連携を取って、注意深く見ていきます。

19　嘱託医

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	井手小児科
医　院　長　名	井手 郁
所　　在　　地	〒152-0002 東京都目黒区目黒本町 6-17-27
電　話　番　号	03-5704-3819

20　地域防災拠点、広域避難場所

保育所近隣の地域避難所、広域避難場所は次のとおりです。

地域避難所	① 月光原小学校 ② 目黒区立第七中学校
広域避難場所	林試の森公園

21　緊急時における対応

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

＜近隣の緊急連絡先＞

警察署	碑文谷警察署　　TEL：03-3794-0110
消防署	目黒消防署 碑文谷出張所　　TEL：03-3712-0119

22　非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月１回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

避難・消火訓練	月１回
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器

23　虐待の防止のための措置

当園は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

（１）人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備

（２）職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止

（３）虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施

（４）その他虐待防止のために必要な措置

２　当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者（支給認定保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、区子育て支援部保育課・児童相談所等適切な機関に通告する。

24　賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	災害共済給付
保険の内容	独立行政法人スポーツ振興センターに加入
保険金額	規定に準ずる

■ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災害の範囲		給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの		医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの （・学校給食等による中毒　・ガス等による中毒　・熱中症　・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病　・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病　・負傷による疾病）		
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害 （その程度により第1級から第14級に区分される。）		障害見舞金　4,000万円～88万円 〔通学(園)中の災害の場合2,000万円～44万円〕
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡		死亡見舞金　3,000万円〔通学(園)中の場合1,500万円〕
	突然死	運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金　3,000万円〔通学(園)中の場合1,500万円〕
		運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金　1,500万円〔通学(園)中の場合も同額〕

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合（保育所等における保育中を含む。）
② 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
③ 休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合
④ 通常の経路及び方法により通学(園)する場合
⑤ 寄宿舎にあるとき　等

25　業務の質の評価について

小規模保育事業の自己評価	実施方法：保育士等の自己評価に基づき、全員で話し合い年１回、自己評価を実施 公表方法：園内掲示

26　苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	氏名　斎藤　実雪 電話番号　03-5725-3521
相談・苦情解決責任者	氏名　山田 茂樹 電話番号　052-973-0666
第三者委員	名古屋中央法律事務所　弁護士 小林 明博 電話番号　052-203-0550 社会福祉法人中日会　評議員　加藤　秀伝 電話番号　052-791-2622 ＜受付＞ 10：00～12：00、14：00～17：00 （土・日・祝・年末年始を除く）

受付方法：面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。

園内にご意見箱を設置しています。

27　連携施設

名称	
所在地	
連携協力の概要	

28　地域の育児支援について

保育開園時間内で、出来る限りこの内容で行っていきます。

①交流の場の提供・交流促進

②子育てに関する相談・援助

③地域の子育て関連情報提供

④子育て・子育て支援に関する講習

29　その他保護者に説明すべき事項

延長保育・土曜保育を希望される方は、

① 申請書

② 勤務時間・休日の記載された雇用証明書

をご提出ください。

申請書の無い延長・土曜保育はできません。また、19：15 を過ぎてのお迎えは絶対にないようお願いします。

当園における保育・教育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

法人名：社会福祉法人 中日会

理事長：山田 茂樹

法人所在地：名古屋市中区丸の内三丁目 8 番 14 号

TEL：052-973-0666

保育園名：小規模保育事業 保育ルーム目黒本町

所在地　：東京都目黒区目黒本町 6 丁目 13-20

TEL：03-5725-3521

説明者職名：施設長　　氏名　　斎藤　実雪

私は、書面に基づいて保育ルーム目黒本町の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年　　月　　日

保護者住所：

児童氏名　：

保護者氏名：　　印（署名でも可）

児童から見た続柄：